

## **[事案 29-233] 解約無効等請求**

・平成 30 年 4 月 16 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

契約の減額手続および解約手続は契約者の意思に基づいて行われたものではないことを理由に、各手続が無効であることの確認を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 2 月に契約し、平成 28 年 9 月に減額・解約された終身保険について、以下等の理由により、減額・解約手続を無効とし、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約者（申立人親）は、土地建物を自分に遺贈する遺言を書いており、相続税負担がないように自分を死亡保険金受取人としていたので、本契約の減額をするはずがない。
- (2) 減額・特約解約請求書の請求人の欄に、契約者の氏名が手書きで記載されているところ、契約者は、解約の翌々日である入院時に入院の書類も書くことができなかった。また、以前からパーキンソン病様の震える字しか書けなかったため、契約者の筆跡かどうかについて疑念がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、契約者の経営する法人を訪れ、契約者に対して減額する意向であることを確認した上で、契約者が減額請求書に自署している。
- (2) 契約者から代理権の授与を受けた契約者の配偶者が解約請求書に代筆して手続きを行っているため、これらの手続きは契約者の意思に基づいたものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額手続時および解約手続時における事情等を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件は、①減額手続における減額請求書の筆跡、②解約手続における契約者配偶者の代理権の有無、③解約時の契約者の意思能力の有無が問題となる。
- (2) 上記の点を判断するには、減額請求書の筆跡鑑定、契約者配偶者への事情聴取、当時、契約者の状態を実際に目撃していた病院の医療従事者（第三者）への事情聴取の実施等、慎重に事実関係を確認すべきであるが、当審査会はこのような手続きを持たないため、裁判所における訴訟手続によることが適当である。